

第10回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年10月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和2年10月5日（月） 午前11時00分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和2年10月5日（月） 午後0時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	9番 馬場 保
10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者（1名）

8番 平野 利光

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可処分の一部取消願について
- 日程第3 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第56号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について

- (2) 基盤強化法を利用した農地取得後の転用について
- (3) 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会について

午前11時00分開会

○事務局長（坂本 英知君） 農業委員の皆様におかれましては、お疲れさまです。本日は午前中の総会、午後からの推進大会、研修会と盛りだくさんですけれども、ひとつ一日お疲れですけどよろしくお願ひいたします。

本日は、平野委員から欠席届が出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆様方、こんにちは。皆様、大変お忙しい中に農業委員会総会にご出席賜り、ありがとうございました。

先ほど、事務局長のほうからもお話がありましたけど、今日のタイムスケジュールといたしまして、11時から総会、12時45分ぐらいから昼食と、それから2時から加入推進会議、休憩を取りまして3時15分から県南地域農業委員会の研修会を開催いたしたいと思ひます。

非常に長時間となりますが、皆さん方のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思ひます。座って進めさせていただきます。

ただいまから、令和2年第10回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、1番、草野英治委員、2番、大島委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

日程第2、議案第51号農地法第3条の規定による許可処分の一部取消願についてから、日程第7、議案第56号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案6件となります。

それでは、日程第2、議案第51号農地法第3条の規定による許可処分の一部取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第51号の朗読〕

議案書3ページ、受付番号1番の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、西部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

取消願は、受付番号1番となります。

受付番号1番は、令和2年7月6日付、農地法第3条許可で8筆の所有権移転の許可を受けていたが、当該農地1筆については申請者が勘違いしており、所有権移転は行わないため許可の一部取消を申請されております。

受付番号1番について、協議結果において特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第51号、受付番号1番は申請どおり許可処分の一部を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可処分の一部を取り消すことに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第52号の朗読〕

議案書は5ページ、受付番号53番から64番まで12件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会長、お願いします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号53番から61番です。

受付番号53・54番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号55番から59番は、新たに農業を開始するため、買い受ける・借り受ける案件です。

受付番号60番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号61番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号53番から61番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは、受付番号53番から61番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号62番から64番です。

受付番号62番、63番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号64番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号62番から64番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは、受付番号62番から64番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第52号、受付番号53番から64番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第53号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第53号の朗読〕

議案書10ページ、受付番号9番から10番の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、西部調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号9番から10番となります。

受付番号9番は、駐車場用地へ転用する追認申請です。

申請地は詳細は不明だが、台風の高潮被害で耕作できなくなったため、近隣住民の駐車場として使用していると亡き父から聞いており、申請者が平成4年に転入したときは、既に駐車場として使用されていたとのこと。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあり、周辺を住宅に囲まれているため、第2種農地と判断しました。また、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地で農用地区域から除外されていることから、例外的に追認許可することができる案件と思われます。

受付番号10番は、農業用倉庫用地として転用を計画されております。

申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可することができる案件と思われます。なお、既存の農業用倉庫については、農地法第4条の例外規定である2アール未満の農業用施設建設届済です。

受付番号9番から10番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは、受付番号9番から10番について、ご質疑ありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第53号、受付番号9番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第54号の朗読〕

議案書12ページ、受付番号32番から36番まで5件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会、お願いします。

○委員（10番 徳永 玉義君） 議席番号10番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、受付番号32番から33番です。

受付番号32番は、一般個人住宅への転用を計画されています。

申請地は農振白地、宅地・段差によって分断された10ヘクタール未満の一団の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断しました。

受付番号33番は、瑞穂支所新築工事に伴う資材置き場用地への一時転用を計画されています。

申請地は農振農用地ですが、3年以内の一時転用であって、工事に必要であると認められるため、許可できる案件だと思われます。なお、転用期間は許可日より7か月間で、この期間には農地への復元期間も含まれます。一時転用に関しては、農振の手続は不要です。

受付番号32番から33番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは、受付番号32番から33番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会、お願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号34番です。

受付番号34番は、二世帯住宅及び農業倉庫用地として転用を計画されております。

申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、平成14年3月26日付で山田原土地改良区が宅地として非農用地指定を行っていることから、例外的に許可できる案件と思われます。

受付番号34番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは、受付番号34番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いします。

○委員（7番 渡部 篤君） 議席番号7番、西部調査会長の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号35番から36番です。

受付番号35番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。

申請地は、令和2年5月13日付公告で農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存の集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

受付番号36番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にあり、周辺を宅地に固まれているため、第2種農地と判断しました。

受付番号35番から36番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。それでは、受付番号35番から36番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第54号、受付番号32番から36番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第55号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書14ページを御覧ください。

〔議案第55号の朗読〕

議案書15ページ、受付番号1番から議案書83ページ、受付番号128番までです。詳しくは別添3を御覧ください。

受付番号1番から111番については貸借に係る案件、受付番号112番から118番については所有権移転に係る案件、受付番号119番から128番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 議案第55号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から111番について、ご質疑ありませんか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 12番の分ですけれども、別添は18.75ってなっていますが、それで8万円って、これはどっちか、土地か何かの間違いじゃなかとですか。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局からです。

これは、議案書のとおり一反八畝のほうを、これは資料のほうで、記載ミスになります。

○議長（小筏 正治君） 資料のほうが正解って。

○事務局（原田 誠二君） 議案書です。議案書が正です。1,875平方メートルが正です。これ、資料のほうは18.75になっています。すいません。

○議長（小筏 正治君） これはハウスでしょう。貸付人が、自分たちは、もう作られんごとになって、それを借りる。だけん、ハウスだと思ってください。うちの近くです。

ほかにありませんか。1番から111番だから、ちょっと時間取りましょうか、ここで。ゆっくり見てください。

〔議案審議〕

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか、1番から111番、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号112番から118番について、ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る受付番号119番から128番について、ご質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質問がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、松尾委員、川内委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いいたします。

〔14番 松尾委員、15番 川内委員 退室〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第55号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、松尾委員、川内委員の入室を求めます。

〔14番 松尾委員、15番 川内委員 入室〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第7、議案第56号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 84 ページを御覧ください。

〔議案第 56 号の朗読〕

議案書 85 ページ、受付番号 1 番から 4 番です。

本案件は再配分となっております。詳しくは別添 3 を御覧ください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第 56 号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、馬場委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により退室をお願いします。

〔9 番 馬場委員 退室〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ただいまから採決を行います。

議案第 56 号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

ここで、馬場委員の入室を求めます。

〔9 番 馬場委員 入室〕

○議長（小筏 正治君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午前11時40分休憩

.....
午前11時50分再開

○議長（小筏 正治君） 皆さん、お集まりですので、ただいまから農政推進に係る協議を行います。

引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の協議事項に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） お手元に、別に、右上に資料1、資料2と、おのおのつづっている資料があると思います。皆さん、ありますでしょうか。

まず、資料1です。農振のほうから重要変更（除外）が2件の依頼が来ております。

資料1の2ページを御覧ください。除外関係が10の22-4、これ、吾妻町になります。

2番が10の2-5、千々石町の案件になります。

番号1番の吾妻ですけれども、川床名の204番の1の一部ということで、1,340平方メートルのうち506平米、ここを一般個人住宅に、転用する目的で、除外をされております。

2番が千々石町です。千々石町丙の大迫2774番の1、16平方メートルです。ここが以前もあつたとおり、農道を造る際に取り残されたような農地になっています。利用者の宅地にも囲まれているので、そこに、今度譲り渡したいということで除外申請が出ております。地図等は、その後ろにずっとつけております、写真等をです。

次に、ここに対して資料2です。これに対してうちの回答案ということでつけております。

一応、2件とも、事務局のほうは除外に関して異論はないということで回答したいと思いますが、2ページです。資料2の2ページ。

まず1、川床名、吾妻町に関しては、10ヘクタール以上で1種農地なんですけれども、近くに既存の集落がありますので、そこに接続しているということで転用可能かなということで回答したいと思います。

2番、千々石の案件ですけれども、ここはもう住宅に囲まれて、もう3種というふうに判断しましたので、その旨で回答したいと思います。

3ページ以降が、その農地区分の判断図を一応つけております。千々石のほうは、資料2の5ページです。この色がついているところです。あと、もう農地、ほとんどないので、もう3種でそのまま許可は出るかなということで回答したいと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見もないようなので、次の基盤強化法を利用した農地取得後の転用につい

て、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（増富 浩彦君） 次第をめぐってもらって1ページを御覧ください、会議資料のです。

先月の総会の際に、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法での農地取得の転用申請についてということでご説明申し上げましたところ、ちょっと、少し意見が委員さんのほうから出まして、ちょっと長いスパンを取って、こういうやり方で行こうということ承認をお願いしたいということ考えております。今日はまた、それについての説明であります。

1ページを、まず御覧ください。

農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法での農地取得の転用申請についてということ、農地を耕作目的で売買する場合は、農地法による方法と農業経営基盤強化促進法による方法があります。

ただし、どちらについても許可については、農地を農地として耕作することが目的で、資産保有目的、登記目的等の対象とならないようにしなければなりません。

2ページをお開きください。

そういうことを受けて、今、雲仙市の農業委員会では課題としまして、農地法の第3条の許可を受けて、農地の所有権を取得した後、特別な事情等の変化がないに関わらず、4条または5条の転用許可申請がなされる事例が見受けられます。

さらに言えば、取得後6か月経過、もしくは1作以上の作付すれば転用可能という条件を認識した上で、取得当初から転用する目的があるにも関わらず、3条申請による農地取得を行う者がいると推察されます。

しかし、3条申請時には本人から申出がない限り、その意図は把握できず、間を置かず転用許可申請が出ないで疑念を持つ事態となります。反面、どちらも農地を農地として耕作することが目的で、取得する、貸し借りをするにも関わらず、農業経営基盤強化促進法では、意欲のある農業経営者を総合的に支援する目的で創設され、様々な優遇措置があることを大義としまして、今現在、農地転用を不許可とする法的根拠がないにも関わらず、原則不許可ということにしております。

このことは、少し整合性を欠いているとも言え、公正公平な認可を行うため、おのおのの転用許可申請時の判断基準の明確化を図らなければならないということ考えております。

2つ目の3条及び強化法による申請時の説明の徹底なんですけれども、3条及び強化法において、農地転用を不許可とする法的根拠がないものの、法の趣旨はあくまで農地を農地として耕作することが目的であり、趣旨に反する行為は現に慎むように指導しなければなりません。

そのためには、3条及び強化法による申請者に、取りあえず農地として取得し、近いうちに改めて転用するという安易な農地の取得、転用は法違反に当たることに理解を求めなければなりません。

せん。

特に強化法による所有権移転申請は、様々な優遇措置もあることから、基本的には農地転用はできない旨を理解してもらう必要があります。肝要なことは、農業委員会は農地転用申請時に疑念を持って審議するのではなくて、3条及び強化法による所有権移転時に、申請者が農地を農地として耕作するということが確認できなければ認可をしてはならないということになります。

そのことから、各地区調査回答で、事務局職員及び総合支所農業委員会事務担当者、また農業委員さん、推進委員さんの共通理解及び許可手続の明確を図っていきたくて考えております。

3番の事務取扱基準の策定ということで、そういったことを考えながら策定していきたくて考えております。前述のとおり、3条及び強化法により農地を取得後の農地転用においては、農地転用を不許可とする法的根拠がないものの、法の趣旨に基づき、申請者に十分な説明を果たした上で、当該地を転用許可申請が提出された場合は、3ページのほうに基づいて取り扱うこととしたいということで、3ページの事務取扱基準を御覧ください。

簡単に申し上げますと、農地法第3条による取得農地は、今までどおりと何ら変わらない取扱いで、その申請時に申請者によく法の趣旨を説明して理解してもらっていくということです。

また、農業経営基盤強化促進法による取得農地のほうを、農地法3条による取得農地と同じような取扱いにしていこうと考えております。その中で、いろんな申請時に、申請時とかに判断をする基準とか、審査手続というのを設けております。

右側の農業経営基盤強化促進法による取得農地の欄のほうを御覧ください。

転用許可申請時に、(1)としまして耕作目的で取得した農地を農地以外の用途に寄与することとなった正当な事情があるかどうかを確認します。

(2)としまして、当該公告のあった農地利用集積計画に定める利用目的が農業用施設である場合であって、その利用目的に寄与するために転用する場合には転用許可は要しない。これは基盤強化法の中でうたわれております。

2番目の正当な事情と判断する判断基準なんですけれども、1から5までを書いております。病気、怪我等により耕作不能となった場合とか死亡した場合、転用目的が農業用施設等であり転用申請地が農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法による取得した農地を含めなければ転用が困難である場合。4つ目に、転用目的が認定農業者及び主たる農業後継者の農家住宅である場合。5で、前各項に掲げるもののほか、農業委員会が適当と認める場合。

審査手続関係は、正当な事情があると判断された場合、理由書を申請書に添付させる、正当な事情があることが確認されない場合、申請者に対して3条許可の取消申請の要請または農業委員会で許可を取消。既に所有権の移転登記がなされている場合は、原則として当該所有権移転登記の抹消手続を要請し、完了してから申請を行うよう指導したいと考えております。

注の1、2、3は、3ページの下段のほうに書いてありますので、後もって御覧ください。

4ページです。ちょっと説明してきたところを4ページに、新旧比較表ということでまとめております。今日で承認を得られれば、もうこれで行きたいと考えておりますので、その辺、議長よろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 東です。3条や基盤強化法の申請をするときに、転用をする、しないというのは確認はできるわけですか。

それと、今、転用するときに、近隣の承諾が要りますよね。それと一緒に、この分でも例えば3条とか、農業経営基盤強化法によつての農地の取得をされた場合に、誓約書じゃないけど、一つの項目として、今ここに書いてあるようなことを列記をして、絶対、用途以外は、この正当な事情以外では転用をしないとか、そういうような約束の中での一つの書類的なものにはできないわけですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局次長（増富 浩彦君） 説明でも言うたごと、農地法3条によれば、3条で購入を、その転用をすとかしないとか、何も言わずに農地として購入した場合、すぐそこを転用したいって言ったときに、何ら、その期間の定めが決めてありませんので、許可判断に基づいて転用許可ができるかできんかでしか判断はできません。

農地法の3条で取得したけん駄目ですよとか、基盤強化法で取得した農地やけん転用は駄目ですよというのは、基本的にできないことになっております。

東委員が言われたこと、確約書をもってということでもありますけれども、そこまで確約書でもらうような、ちょっと権利もないのかなということも思っておりますので、事務取扱要領でこういう感じで決めておけば、それに基づいて進んでいけるのかなということも考えておりますけれども。

○議長（小筏 正治君） いいですか、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 調査会でも総会でも、3条、経営基盤強化法で許可をするときには、どういう見方をすればいいわけですか。その転用をしないという確約のような状態というのは、どこで確認をするのか。

○議長（小筏 正治君） よかですか、事務局。

○事務局次長（増富 浩彦君） 申請時点で、そこは十分説明して、基本的には3条も基盤強化法も、農地として購入されますので、転用はできないですよという説明は事務局のほうでいたします。

○議長（小筏 正治君） 事務局から説明があったとおり、申請者には十分説明して、まずは、これはもう絶対間違いありませんかということを確認してから、そういうことになると思います。

○事務局次長（増富 浩彦君） ただし、申請者が、今は計画がないということでおっしゃられた場合、事務局的にも半年後とか1年後に転用を出されてきた場合は、そのときはそうおっしゃいましたよねというぐらいにしか言えないんです。もう許可を出した以上はです。

だけん、そこそこ、ちょっと調査をして十分説明をして、申請書を受け取るような形になるかとは思いますが。

○議長（小筏 正治君） いいですか。

○委員（4番 東 康敬君） もう、そうすれば、議案書に上がった時点では、まず、転用ではないということで行くわけですか。

○議長（小筏 正治君） そのような形になって審議して、よかったらオーケーとなる。

○事務局長（坂本 英知君） 小筏会長、補足をさせてもらっていいですか。

○議長（小筏 正治君） 局長。

○事務局長（坂本 英知君） 今までは、市の職員も、今後転用の考えのあるという話を聞けば、じゃあ、3条で取りあえずしてくださいみたいな風潮が流れとったっですたい。経営基盤強化法は転用きかんけん、今後転用ばさすとなら、取りあえず3条でしてくださいみたいな、安易に3条許可は転用できる許可申請という認識が、少し職員にもあったのかなという考えがあります。

先ほど、増富次長が言ったとおり、申請者には、やはり許可時点じゃなくて農地を取得するときに、農地法3条も基盤強化法も農地を農地として利用されるときにの考えでしか購入できませんよということを徹底をさせようということが、まず大事になってきます。

大きく変わるわけじゃございません。ただ、人間、分からないものですから、買うときに考えがなくて、1年後に急遽なる場合は致し方ないのかなという考えです。ただ、今みたいに3条、すぐ1作作れば転用できるみたいな考えを、少し直そうという考えです。

基盤強化法の分については、今まで絶対駄目って言っていたんですけど、基盤強化法も何年かして、そのときには全く転用する気はなくても、どうしてもそこしか転用のできん場合がある。それでも、今までの踏襲とおり絶対駄目かと言えば、そこはいろんな農業委員さんの事情を、さっき5つか6つ言った中身を勘案していいんじゃないかとおっしゃってほしいという今回の提案でございます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、局長のほうから、ちょっと補足がありましたけど、どうでしょう。ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。

どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） あの説明は説明でいいと思いますけど、この新旧比較表の中で、改正案の中で、農業経営基盤強化法による農地取得（所有権移転）は認定農業者に限ると、ただし認定農業になることを誓約した者はこの限りではないということですけど、この誓約した者、この誓約の仕方、それと、ちょっと年齢制限はなかったかな、認定農業者は。前は、あったような感じがしたんですけども、今も5年後の目標が、その目標に達すれば認定を受けられるわけですか。例えば400万とか、5年後、これだけ目標に達しますよということでの計画書を上げたら認定を受けられるわけやろ。前もそうやったんですけど、ここに年齢制限はなかったですか。ちょっとそこを確認したかったです。

○事務局次長（増富 浩彦君） 今のところ年齢制限は65歳ぐらいで、65歳で打ち切りじゃなくて、おおむね65歳ということになっておると思います。70歳の方でも75歳の方でも、今、池田委員さんがおっしゃったとおりの条件を満たしておけば、今は認定を、多分取れるんじゃないかなと思っております。

あと、その誓約したものなんですけど、誓約書のようなものを農業委員会の事務局で、ちょっと作りたいなと思っております。前回のときに、たしか、つけておいたんじゃないかなとは思っております。

○委員（13番 池田 兼三君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） ほかに、ご意見ありませんか。

○委員（18番 大久保信一君） 今日承認をすればという話があったけれども、この制度については、私は賛成なんですけれども、というのは、やっぱり基盤強化法で買える人についても、将来的なことを考えると3条で買える、買われる方も中にはおられるはずですよ。

そういう形で農振地域を、そういう形で買われる方がおられるわけですけども、そうすると、売られる方はやっぱりいろんな問題があって売られるわけです。そうすると、農振地域、そういうところであれば、次の年には税金が上がるとか、国保まで関係して、大きな税金になるわけですけども、やっぱりこういう形でして、あくまでもさっき話があったように、これを3条であっても、やっぱり農地として売買になるわけですので、やっぱりこれも宅地じゃなくって、何年か耕作している中で、そういう宅地の対象になる地域であって、宅地にされるということになれば、それは仕方ないんじゃないかと私は思うわけですけども、やっぱりこういう形に変えて、あくまでも頭から、ほとんどが作らな中で3条で買って、すぐ宅地に変えるとか、そういうことがなかごと、だけん、こういうびしゃつとした問題は農業用地として3年ぐらいかかって、1作、2作を作って、後で転用で上がってくるのは農業委員として、そこを判断するような形を取るといことじゃなかつたかなとも思います。

先ほど、局長からこれを今日承認すれば、許可をできればという話がありましたけれども、し

た場合、これ、いつから施行になるわけですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 令和3年の4月からということで考えております。

○委員（18番 大久保信一君） そうすれば、次、説明したときに皆さんが了解できるような説明を受けて、次でもいいということなんですね。

○事務局長（坂本 英知君） はい。

○委員（18番 大久保信一君） 分かりました。

○議長（小筏 正治君） もうこの案件に対しては、ほかにご意見はありませんか。どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 確認です。この経営基盤強化法で農地を買うときに、前は、担い手と認定農家はよかったじゃなかですか、認定農家。しかし、今はもう担い手というのは駄目になっておるわけですか。

○事務局次長（増富 浩彦君） 基本、認定農業者で扱っておるんですけども、今は、その1町以上耕作をして、専業農家であれば、今のところは所有権移転も取り扱っております。

○議長（小筏 正治君） よかですか。ほかにご意見はない……。 (発言する者あり)

○委員（12番 内田 弘幸君） 今はどうしても抵抗があつとが、今までは3条は別として、基盤強化法では転用はできませんよということで、旧町のときも、今もそういう気持ちでやってきたわけですが、法的根拠はないでございますが、今頃言われたら、じゃあ、今までは何やったとかと、今まで農業委員会は、法的に基づかんで、みんなに言いよつたとかってなったら、何しよつたとか、何かすっきりいかんとですたい、これは。

今まで、それでずっとしとつとですよ。それば、法的根拠はなかでございますなんて、こんなことの話しがよ、それなら今まで私達は、事務局から、だまされとつたつて言おうごたる、本当。

気持ちが、どうもむしゃくしゃして、俺は、文句ば言いよつとじゃなかとですよ。今までそういう方向で頑張つてやってきたとに、何か法的根拠はなかでございますなんていうとは、今後、やられたら、今まで俺たちは農家の人にそういうふう言うてきて、今度、違うちょっとじゃなかかって言われたら、何か農業委員会が農業委員ばしよつて、そういう方向でずつときとつて、何か農家に嘘、言いよつたごたつ気のしてきて、法的根拠がなかていうとば言われればですね、もう、むしゃくしゃして、今日の時点では、もう決は、決というか、これは、俺は、まだちよつと考えさせてもらいたい。

○事務局長（坂本 英知君） 会長補足をさせてもらつていいですか。

○委員（2番 大島 忠保君） 今、ちよつとばかりそういうふうなことで、例えば2反なら2反という土地が農地であるわけですよ。その土地を、今の農業後継者が買いたいと。将来的には自分の家を造るかもしれんというような考え方、まだ今のところは、その計画は立てれんばつてん、将来的に

はそういうことを考えんばいかんという考え方ならば、今、言うように基盤強化法ではなく、ちょっと、もし3条で、もしやるんやったら1作、2作でも作って、その2年でも3年でも先に農家の住宅というような建てるのであれば、3条のほうでしとかんと、基盤強化法でやったときにはできん可能性があるというような話は、私はしたことはある。

それで、一応3条で上げましょうかという話の中で、ちょっとした倉庫もあるわけです。倉庫は、もう宅地というような形で認められておったのでまとめて、総合的なもんやから、農地としての形のなかでの一緒にまとめたところで、買っとけというような形は、値段的なもんですけど、して、話はまとめてきたごたつ形でやっとなるわけですけども、今、現にこういうふうな話がきて、やっていけば「あらっ」って。俺がときには何でそがん話が出てくつとなら教えてくれんやっつろかって、人が出てくる可能性もあるなと思うとるもんやけん。もしその点が出てきたときに、事務局もちゃんとした説明をやってもらわんことには、困ったことになったなって思って、ずっとこの話の中に入り込みながら聞いてとったところもあるとですよ。

○議長（小筏 正治君）　ただいま内田委員、大島委員から貴重な意見を頂きまして、今後も、ちょっとこれ協議をしていくことにいたします。いいですか。

○事務局長（坂本 英知君）　会長、今、旬ですから、また1か月たつと忘れるんで、一言だけ回答をさせていただきます。

内田委員のほうから事務局からだまされたというような発言もあったんですが、決してだましてはおりません。考え方が、農地法3条は転用はよかっど、大島委員の先ほどのと併せて回答させて、大島委員も、それは基盤強化は転用できんけん、取りあえず3条でって、その考えが、少し事務局も併せて変えていきましょうという考えなんです。

法では定めてなかけんって言わすんですけど、法では、農地法で農地を農地として耕作するとが農地法3条、後継者等が、さらに農地集積ば可能なもんが基盤強化法で定められておるけん、それは法で定められとつとです、間違いなく。農地を農地として利用するとが法で定めてあります。

定めてないというのが、今、基本的に基盤強化は転用はできないよという決まりごとで、できんよ、できんよって言うつとば、申請をされたときに、そら駄目だつて言うことができる法的根拠がないということなんです。

法律はあるとです。なので、農業委員さんも私たちも、入り口を変えましょうという考えなんです。入り口を農地法3条、大島委員が言った基盤強化は厳しかけん3条でつていうことの入り口を変えましょう。3条でも基盤強化法でも、購入時点では農地として耕作する目的で取得すつとよねという感じなんです。それはぎりぎりのところあつとです。

それば、逆に私たちに説明ば聞かれて、基盤強化法で転用でくつとばいつて、そういう考えで

はおらんどってください。基盤強化はでけんとです。農地法3条でも、基本、できんとです。

できんとけど、購入時点では全くそういう考えがなくて取得した分はオーケーなんです。なので、できるようになったっていう考えだけは、持たないでください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、事務局長から説明がありましたけど、どうでしょう。納得されましたか。まだ、いろいろ意見がありましたら、今後、この問題に対しては協議をしていきたいと思いますので、この案件につきましては、これで打ち切りたいと思います。

次の議題に移ります。農地利用最適化推進委員候補者選考委員会について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（坂本 英知君） 資料の5ページを御覧ください。

いよいよ今月15日から来月末までを期限とした農業委員さん、推進委員さんの公募が始まります。45日間、あつという間に過ぎます。

その前に、その農業委員会では推進委員さんを決定する選考、農地利用最適化推進委員候補者選考会というのを開催をしなければなりません。

この5ページの3条を見てください。3条で選考委員ということで選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てるということで記載のとおりであります。

本日、この選考委員を決定しなければならないと考えているんですけども、この選考委員は会長が決定するとなっておりますので、議決事項じゃありませんけれども、後で農業委員会の会長のほうからご意見を頂きたいと考えております。

あとは、後もって御覧いただきたいということで、7ページです。御覧ください。

この推進委員の選考方法、評価基準につきましては、3年前ですけれども、この選考委員会に一任するという農政部会からの決議を頂いてはおるんですけども、今回はまた今回でご意見を頂きたいと思うんですけども、7ページの平成29年の役員さんの名簿を参考に記載しております。

令和2年度で委員長が指名するのは5名となっております。決定しておるわけじゃないんですけども、前回のものを判断すると、会長と職代はその長の委員ということでなっております。前回は瑞穂町から小浜町の委員を選任されたようです。今回、それに当てはめると、国見町と吾妻町は会長と、一応、職代になるのかなとは思っております。これも、あくまでも会長が指名するものとなっております。選任をお願いいたします。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明で、委員は会長が指名するとありましたが、よければ各町で推薦していただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員（2番 大島 忠保君） 愛野町は松尾茂敏さんでお願いします。

○議長（小筏 正治君） 愛野町は松尾さん。

○委員（4番 東 康敬君） 瑞穂町は鶴崎さん。

○委員（5番 林田 剛君） 千々石は池田さん。

○委員（3番 松永 一君） 小浜は森崎さん。

○委員（7番 渡部 篤君） 南串山は川内さん。

○議長（小筏 正治君） それでは、各旧町の選考委員が決定したようです。国見は私、瑞穂、鶴崎さん、吾妻、大久保さん、愛野、松尾さん、千々石、池田さん、小浜、森崎さん、南串山、川内さん、それぞれの委員に決定しましたので、よろしくお願いします。

次に評価基準表について、事務局、説明を求めます。

○事務局長（坂本 英知君） 先ほど、もう一通り評価基準も選考委員会に一任をするという、3年前のご意見でしたけれども、少し事務局で、3年前の評価基準を確認したところ、少し齟齬があるのではないかということで、あくまでも農業委員さんのご了解が頂ければ、選考委員会でこの農業委員の……、すいません、これ農業委員と全く同じで推進委員の評価表と読み替えてください。すいません。農業委員でした。推進委員の評価表です。と、読み替えていただければと思います。

齟齬がありましたので、若干大きな推進委員の評価表ですので、まず皆さんに、おおむねの変更点だけをご説明させていただいて、詰めは評価委員会で決定するという形を取らせていただけないかという提案でございます。

8ページが3年前の評価表なんですけれども、9ページに、9ページを見てください。両開きできちんとなればよかったですけれども、9ページの2番の変更理由というところを見ていただいて、いただければと、両方併用して見ていただければいいんですけれども、まず全ての項目で同種職種、認定農業者であったり、認定農業者は確かに過半以上ですから、得点は高くしなければならぬと思うんですけれども、認定農業者であったり農業団体、農協の職員など高い評価点が全てにおいて設定されて、職種変調として捉えかねないのかなと、私は感じました。評価項目も農業の識見を問うものが多く、1番から3番は内容が相当、似通っているんじゃないかというふうに考えております。

これは農業委員って書いてありますけど、推進委員の適正としても、複合的な評価要素により総合的に判断すべきじゃないかという考えがあります。

それと、この推進委員の表、まず一時評価というのは、面接、推薦書、申請書によって判断すべきものではあるんですけど、（2）に書いてあるとおり、推薦書では判断できないものもあるんです。

例えば①の4点になっておるのは、後継者がいる農家（予定も含む）ってあるんですけど、果

たして推薦書で予定を含む後継者がいるかどうかは、大変判断しにくい、しづらい案件ではないかと思っております。

②の3点にあります販売農家です。販売しているか販売していないか、なかなか、ほとんどが判断できると思いますけれども、なかなか判断、知らない人は判断できない場合もあるという考えです。

それと、「3」評価基準の不整合があります。例としまして②の農業に関する知識度です。専業農家と1ヘクタール以上を経営する販売農家は、専業農家のほうが評価点が高いということで、専業農家と1ヘクタール以上販売する農家って、私が思うには、ほとんど専業農家ではないかなとも思いますし、面積だけでは作物体系で違うので、配点を、例えば飼料を3町作っておけば、じゃあ、配点がすごく高いのかということも、突き詰めればあろうかと思って、やはりここには経験年数も、農業経験の加味して複合評価とすべきじゃないかという感じです。

そして、⑤番、ここが一番、私はどうなのかなと思ったんですけれども、農業委員会業務の適正執行の度合いの中で、役職を入れているのはいいんですけれども、農業委員の委員さんが、一番適正度割合は高いはずなのに、点数が加点がされていないという部分とか、結構、少し不整合があることから、今回、若干訂正をさせていただきたいと考えております。

もともこの評価表というのは、申込みが少ないという前提の中で作成されて、余り十分、遂行をされていなかったのかなという感覚もあります。ただ、今後、情報公開等もうるさいので、評価方法がおかしい形であれば、また、お叱りを受けるということになりかねませんので、今回の案としましては、10ページをお開きください。

参考にさせていただいたのは、11ページの呉市の農業委員会の評価基準を参考にさせていただきました。一番末尾についております。ただ、呉市の分については、余りにも事細やかに設定をされておったものですから、それを少し雲仙市版に、簡易版にしたところです。

まず、評価項目につきましては、やはり3年前にあったとおり、農業に関して識見を持つておるということと、地域の農業に精通とか貢献をしているところに、やはり多く配分をしようということで、そこに25点の配分にしました。

それと、農業のことをやはり知ってもらわなければならないので、本当の農業者の実態ということで、農業経営の状況を20点、それと認定農業者を過半以上採用しなければならないということで、そこに20点。もう一つは、バランスの取れた委員会構成ということで、これは農業委員会に関する法律の中にきちんと指定をされているとおり、枠を設けることは違法だが、年齢層、女性委員の登用等を積極的に行うことということが示されております。

なかなか実態としては難しいというのは、重々、私も分かっているんですけれども、やはりそこに配点を多く置くべきかということで、ただ全体の中では15点ということの配点区分にして

おります。

そして、一番最後に、農地利用の最適化推進の期待度です。推進委員になって、本当に頑張っていたかどうか、ここを先ほどの委員さんのほうに、選任された委員さんのほうに見ていただきたいと考えております。

この5つの項目の配点区分は評価基準ということで、農業経営の状況を見るためには、農業従事者年数、経営面積等、これも推薦表を、公募用紙に載っているので判断ができますし、農業関連業務経験者も履歴で分かります。認定農業者も分かります。バランスの取れた委員会構成は、青年の積極的登用、女性の積極的登用、地域バランスの配慮です。ここが3年前に、今の7町の農業委員さんは7町の配分、推進委員さんも、できることであれば、そこの地区の小地区から、ある程度、一緒の地区から2人じゃなくて、その地区地区、小さな地区地区から出ていただければという感覚で、一応、配分の案等はしております。

一番最後のここだけを、農業委員さんの、委員さんは特に見ていただく、あとの分については、客観的に分かる部分です。情報公開を請求されたときに、この基準できちんとしていますよってということで、説明できる項目をあえて多くしました。

最後に農業委員さんが、今さっき選ばれた委員さんが、推薦内容と自分で応募したときは応募内容ですたいね、と、その人が本当に最適化推進委員としたときに、頑張っていただけの機会、十分できるかできんかを、ここで判断していただくということで点数をつけております。ここが20点です。

現農業委員、現推進委員さんでは、農業に関して識見を有するとともにの欄の10点は農業委員経験者をしております。もちろん、一番最後の20点の大いに期待できるにつきましても、現農業委員さん、推進委員さんは、もちろん、今、していらっしゃるので大いに期待できるということで、ここでもう既に17点、大幅なアドバンテージがありますので、現状と余り選任は変わらないかなと思うんですけれども、今回、改めてきちんとした評価基準を、このように案として作っていただいて、選定委員会で最終決定をしていただくということで、事務局から提案をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。

○委員（4番 東 康敬君） ちょっと、よかですか。ここに、例えば募集の定数と募集の人数が一緒になった場合に、もしも人員が重なったときには、もうそれで通っていくわけですか。採点も評価も何もせずに行くわけですか、そのまま。

○議長（小筏 正治君） 定数に達した場合はですか。どうぞ。

○事務局長（坂本 英知君） 定数に満たない場合でも、選考委員の中で、これが一応100点満点です。100点満点で、例えば50点未満は失格とするとか、70点未満は失格とするみたいな、一応、決まりとつけていただくということで、今、考えておりますけど、そこは選考委員会のほうで、少し提案をさせていただくということはどうでしょうか。

前は、前回のあれは25点満点やったっけ。（「はい」と言う者あり）10点未満は失格ということでされておったみたいです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 定数であっても、一応点数が低かったら、ちょっとまた考えて、こういうときは、次の選考どうなのか。

○委員（4番 東 康敬君） このあれ、3年前の選考のときには、県外からの応募があったわけです。そういう場合に、評価上、やり方というのをどういう形で、これをするじゃろうけど、例えば、地区が暗黙の了解で割ってあるじゃなかですか。それを、例えば、この地区はちょっと1人多か、この地区は1人足りないという状態のときの応募があったときに、どういう対応をするのかですたい。

○事務局次長（増富 浩彦君） 推進委員さんは、各地区の定数がありますので。

○委員（4番 東 康敬君） いや、だから、この地区は本当は定数は2人やけど、3人を出して、この地区は2人だけど1人しかおらんやったということで応募をまとめたときに、そういう形になったときの評価の仕方とか選任の仕方ですたい。

○議長（小筏 正治君） 選考で決めるとやけんさ。でも、オーバーしたときの話が、どがんかね。
（発言する者あり）

○委員（4番 東 康敬君） だけん、瑞穂に例えば4人おったときに、3人しか応募がなかったと。ほかの地区の3人じゃったけど4人応募があったという形のときに、選考をどういう形にやるのかですたい。ないとも限らんとやからですたい。

○議長（小筏 正治君） 多すぎたときに、こういう評価で、点数制で、点数が少なかった人をごめんなさいということ。まず人数が足らんということは有りえん、地区で決めないかんただけん。
ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 意見がないようなので、お諮りします。農地利用最適化推進委員候補者選考方法については、今の評価基準表を基に、選考委員会において進めていくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。それでは、農地利用最適化推進委員候補者選考方法については、今の評価基準表を基に、選考委員会において進めていくことに決定いたしました。

次に、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かありませんか。

○事務局長（坂本 英知君） 遅くなりました。食事はもう準備できておりますので、ここで食事を取っていただいて、2時には、大ホールには、もう席に着いていただくようお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） それでは、大体予定の時間で終わりました。

それでは、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。

午後からも、年金加入推進会議、農業委員会委員研修会がありますので、よろしくお願ひします。委員の皆様お疲れ様でした。

午後0時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月 5日

議 長

署名委員

署名委員